



鳥取県公報

平成 21 年 1 月 23 日 (金)
第 8 0 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業又は介護予防事業の廃止の届出 (31) (福祉保健課) . . . 2 生活保護法による介護機関の指定 (32) (〃) 2 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (33) (景観まちづくり課) 3 保安林の指定予定 (6 件) (34~39) (森林保全課) 3 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (40) (東部総合事務所県民局) 6 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (41) (中部総合事務所県民局) 6 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (42) (日野総合事務所県民局) 7
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (2) 7
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (東部総合事務所農林局) 8 平成 20 年度鳥取県職員採用試験 (資格免許職 (4 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 9

告 示

鳥取県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	大森生協診療所ダイケアほほえみ	鳥取市西品治806	平成20年12月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	大森生協診療所ダイケアほほえみ	鳥取市西品治806	平成20年12月31日

鳥取県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	大森生協診療所ダイサービスほほえみ	鳥取市西品治806	通所介護	平成21年1月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	通所介護事業所ダイハウスさんげんや	境港市三軒屋町2488-2	介護予防通所介護	平成20年11月1日

鳥取医療生活 協同組合	鳥取市末広温 泉町556	大森生協診療 所デザイナービ スほほえみ	鳥取市西品治 806	〃	平成21年1月 1日
----------------	-----------------	----------------------------	---------------	---	---------------

鳥取県告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画公園 2・2・113号秋里タウン公園
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第34号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町尾際字檜上1177の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第35号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字惣地字ミル690、690の1、707
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第36号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字波多字乳母ヶ谷408の1、409、409の1、410、410の2、411の1、412の2、字ウバガ谷628
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第37号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字口波多字スコラテ303の1、字市場ヶ谷326の3、328、330の1、330の2、字坂ノ谷478の2、字大谷581、字津田704の2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第38号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町多里字井ノ塚848の1、848の2（次の図に示す部分に限る。）、850
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第39号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町黒坂字樋ノ口山559の1、字大谷561の1、561の2、字モミウ子562、字山ノ手山564の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
日野郡日野町黒坂字樋ノ口山559の1・字大谷561の1・字モミウ子562（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第40号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年3月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成21年1月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人救命とっとり
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
齋藤 基
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取県の県民と医療従事者に対して、救命救急に関する事業を行い、鳥取県民が今まで以上に質の高い救急医療を享受し、健やかに暮らすことに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第41号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の

設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年2月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月23日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成20年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちづくりネット
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
遠藤 玉恵
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡北栄町由良宿1598
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、広く住民に対して生涯を通じて文化的な生活が送れるようまた誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、もって地域社会の健全な発展に貢献するとともに公益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第42号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年3月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月23日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

- 1 申請のあった年月日
平成21年1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢太陽
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
西村 學文
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡日南町笠木153-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、日野郡日南町の過疎地における公共交通機関の利用が困難である地域の高齢者、子供をはじめとする住民に対し、交通の便益を提供するとともに、安全パトロールなどを通じ、当該地域の住民が、安全で住みやすく、賑わいのある町づくりの推進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに西伯郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年1月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,790
 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 148,246
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 12,779

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（昭和17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
財団法人鳥取県建設技術センター 理事長 奥田 啓一	倉吉市福庭町二丁目23	鳥取市河原町三谷地内	建設残土の処分場建設	8.7456ヘクタール	7.7164ヘクタール	3.4839ヘクタール	平成18年3月10日から平成21年12月31日まで	平成20年10月15日
有限会社山田工業所 代表取締役 山田 利雄	鳥取市安長102	鳥取市細見地内	真砂土等岩石採取	10.5352ヘクタール	10.2106ヘクタール	6.5627ヘクタール	平成20年12月12日から平成25年12月11日まで	平成20年12月12日

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成21年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成21年1月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成20年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（4回目））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
保健師	2名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額176,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

（1）受験資格がある者は、昭和48年4月2日以降に生まれた者であって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第1項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成21年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（2）日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成21年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

（2）試験期日

平成21年3月1日（日）

（3）試験会場

鳥取県庁西町分庁舎 鳥取市西町一丁目401

7 第2次試験

（1）試験種目

人物試験（個別面接）

（2）試験期日

平成21年4月13日（月）

（3）試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成21年3月17日（火）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

(2) 採用候補者

平成21年4月21日（火）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、平成21年5月上旬の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部及び名古屋本部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成21年1月27日（火）から同年2月10日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年2月10日（火）までの消印又は信書便の役務のうち

消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 21 年 1 月 27 日 (火) 午前 0 時から同年 2 月 10 日 (火) 午後 12 時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。